

平成二十年十二月十一日提出
質問第三三八号

「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方」が亡くなった場合に関する質問主意書

提出者 山井和則

「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方」が亡くなった場合に関する質問主意書

一 「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方」が亡くなった場合、未支給年金を受給できる遺族の範囲をお教えいただきたい。

二 一の未支給年金を受給できる遺族がない場合、未支給年金は誰にも支払われないのか。その未支給年金はどこに返還されることになるのか。

三 二のような事例は、具体的にどのような場合で、高齢者の何割くらいと推定されるか。

右質問する。